

# 福みえ 社え

伝える  
つながる  
ひびきあう

4・5

2020 April&May

No.349



## 災害時における福祉支援に関する協定締結

令和2年3月18日に、三重県と関係福祉団体（21団体）との間で、災害時における福祉支援に関する2つの協定が締結されました。

地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害がもたらされる中、災害時に必要となる様々な支援を行っていくために、平常時から行政や関係者による災害時の福祉支援体制を構築していくこととなります。協定の概要は、特集でご紹介します。

## もくじ

- 特集：三重県と関係福祉団体による災害時における福祉支援に関する協定締結について…………… 2
- 令和2年度 三重県社会福祉協議会事業計画・予算…………… 4
- 新ウェルビーイングみえプランが完成しました…………… 7
- 生活福祉資金貸付制度…………… 8
- 新任職員紹介…………… 9
- 令和元年度赤い羽根共同募金運動実績及び配分のご報告…………… 10
- 令和2年度共同募金配分申請を受付けています…………… 12



ふれあいネットワーク

特集

# 三重県と関係福祉団体による災害時における福祉支援に関する協定締結について

令和2年3月18日に、三重県と関係福祉団体（21団体）との間で、災害時における福祉支援に関する「三重県災害福祉支援ネットワーク（三重県D W A T）に関する協定」および「大規模災害時における応援介護職員等の円滑な受入れに関する協定」が締結されました。今回の特集ではそれぞれの協定の概要をお伝えします。

## 協定締結団体

- 三重県
- 三重県社会福祉法人経営者協議会
- 三重県身体障害者福祉施設協議会
- 三重県知的障害者福祉協会
- 三重県児童養護施設協議会
- 三重県救護施設協議会
- 三重県保育協議会
- 三重県デイサービスセンター協議会
- 一般社団法人三重県社会福祉士会
- 一般社団法人三重県介護福祉士会
- 一般社団法人三重県介護支援専門員協会
- 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- 三重県老人福祉施設協会
- 三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会
- 三重県老人保健施設協会
- 三重県母子生活支援施設協議会
- 三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会
- 一般社団法人三重県地域密着型サービス協議会
- 三重県社会就労センター協議会
- 三重県精神保健福祉士協会
- 一般社団法人三重県理学療法士会
- NPO法人三重県相談支援専門員協会

## 三重県災害福祉支援ネットワーク（三重県D W A T）に関する協定

### 協定の内容

災害が発生し、高齢者や障がい者、子ども等（要配慮者）が、避難所などで長期間の避難生活を送らざるを得なくなった場合、生活機能の低下や要介護度の重度化など、二次災害が生じてしまうことが課題となっています。避難生活を終え、災害前の日常生活に円滑に移行するためには、避難生活の早い時期から適切な福祉支援活動を行うことが重要です。

この協定では、要配慮者に対する必要な支援体制を確保すること及び福祉支援活動を行うことを目的としています。

今後、三重県D W A T（※）を立ち上げ、被災地の避難所での福祉支援活動を行っていきまします。また、三重県D W A Tを円滑に被災地へ派遣するための平時からの体制づくりを進めていくこととなります。（三重県災

害福祉支援ネットワークイメー  
ジ 図1参照

※三重県D W A T

「三重県災害派遣福祉チーム（三重県 Disaster Welfare Assistance Team）」<sup>1</sup>。社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成し、一般避難所等において、要配慮者へのアセスメント、日常生活上の支援、相談、避難所環境の整備などに取り組みます。

三重県D W A Tチーム員の登録方法（予定）

- ① 協力施設または個人協力者から「支援協力申出書」をネットワーク事務局（三重県社協）に提出いただく。
- ② 支援協力申出者に、三重県D W A T養成研修を案内。
- ③ 三重県D W A T養成研修を修了した方を三重県D W A Tチーム員として正式に登録。

### 支援対象となる災害

- ・ 三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害
- ・ 三重県外で災害救助法が適用される程度の災害

### 全国での設置状況

D W A Tを設置済の都道府県・26府県（令和2年1月31日時点 厚生労働省調べ）



南海トラフ地震等の大規模災害が発生した時には、三重

協定の内容

大規模災害時における応援介護職員等の円滑な受入れに関する協定

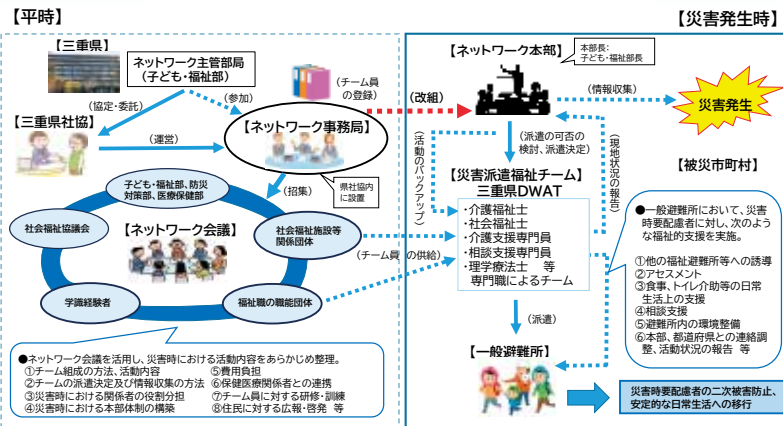


図1 三重県災害福祉支援ネットワークのイメージ

南海トラフ地震等の大規模災害により県内に甚大な被害が発生した場合

支援対象となる災害

南海トラフ地震等の大規模災害により県内に甚大な被害が発生した場合

この協定では、大規模災害時において、被災した社会福祉施設等の運営を維持し、要配慮者の安全な生活を確保するため、県外からの応援介護職員等を円滑に受け入れ、速やかに被災現場へ送り込むための体制を構築することを目指します。

このような事態の下では、自助努力だけで被災地の福祉サービス提供体制を継続あるいは回復させていくことは難しいため、全国からの支援を受け入れ、その力を最大限に活かすことが必要となります。

県でも甚大な被害が発生することが想定されています。特に社会福祉施設等の被災に伴い、高齢者や障がい者、子ども等の生活に大きな支障が生じることが想定されます。

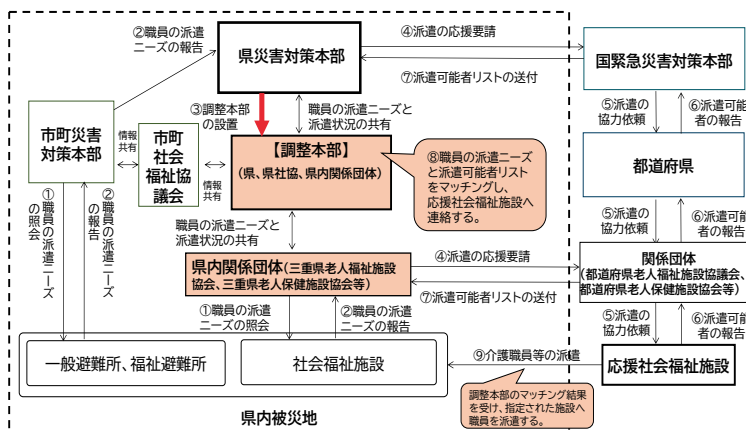


図2 三重県広域受援計画に基づく介護職員等の受入れ体制のイメージ

介護職員等の受入れ体制について定める県レベルの計画に沿って、行政と関係福祉団体が具体的な役割分担を定めた協定を直接結ぶ事例は全国に例がありません。(令和2年2月 三重県子ども・福祉部調査)

全国状況

終わりに

令和2年度より本会が事務局となり、各協定の目的の実現のため、具体的な支援体制構築や人材養成研修などを行ってまいります。

この福祉支援活動は関係福祉団体、法人、専門職等の皆さんの協力がなければ実現しません。ぜひ皆様の積極的な参加や協力をいただきますようお願いいたします。

自然災害を完全に防ぐことはできませんが、備えることで被害を減らしたり、被害からの復旧・復興を早めることはできます。災害に負けない三重県の実現を目指し、一緒に頑張りますように！



# 令和2年度 三重県社会福祉協議会事業計画・予算

## 基本的な考え方

本会では、従来の計画を抜本的に見直し、新たな地域福祉活動支援計画・強化発展計画として「新ウエルビーイングみえプラン（第1期計画）」を、令和2年3月に策定しました（関連記事P7に掲載）。令和2年度からはその計画に基づき、県域における地域福祉推進の基盤強化に取り組めます。

令和2年度においては、新ウエルビーイングみえプランで掲げている3つの基本目標に沿って、地域福祉を取り巻く状況や国・県等の動向などを踏まえ、県社協が重点的に取り組む事業を次のとおり整理しています。

## 重点事業

### 基本目標①

#### 地域共生の基盤づくり

#### ① 相談支援包括化推進員等養成事業（新）

#### 〔重点化の必要性〕

地域共生社会の実現に向けて、地

域における包括的な支援体制を構築するために、ネットワークの中心的な調整役を担う「相談支援包括化推進員」を養成し、取組をより一層推進していくことが必要です。

#### ② 成年後見制度の利用促進（一部新）

#### 〔重点化の必要性〕

成年後見利用促進法が施行され、市町には「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の策定、中核機関の設置、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備が求められています。各市町での取組が推進されるよう、市町村協等の関係職員のスキルアップや司法等の関係機関との連携の強化を支援する必要があります。

#### ③ アウトリーチ支援員の配置による相談支援の充実強化（新）

#### 〔重点化の必要性〕

「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置し、経済的に困窮されている方をはじめ、ひきこもりなどで社会的孤立に苦しむ方などに積極的にアプローチし、

伴走型の支援に取り組むことが必要です。

### 基本目標②

#### 持続可能な社会福祉の仕組みづくり

#### ① 多様な人材の福祉分野への参入促進（一部新）

#### 〔重点化の必要性〕

福祉を支える人材の確保は大きな課題であり、新卒者のみならず、シニア世代、子育て世代の女性、潜在有資格者、外国人など多様な人材の参入促進が求められています。今年度は、介護未経験者を対象とした入門的研修や外国人介護職員の雇用を促進する事業に新たに取り組めます。

#### ② 福祉人材のキャリアアップ支援

#### 〔重点化の必要性〕

質の高い福祉サービスが持続的に提供されるためには、研修の実施を通じて福祉人材の定着支援・育成に取り組むことも重要です。令和元年度に、従前の「生涯研修課程」から「キャリアパス対応生

涯研修課程」に完全移行したことを契機に、あらためて福祉職員のキャリアアップが計画的に推進されるよう、福祉施設・事業所に広く周知し、受講機会の増加につなげていくことが求められます。

#### ③ 障害福祉施設職員研修（新）

#### 〔重点化の必要性〕

今年度からは、三重県と連携し、新たに障害福祉サービス従事者に対する研修事業を行うこととなりました。研修の実施を通じて職員の専門性の向上を図り、質の高い福祉サービスが提供されるよう支援することが求められています。

### 基本目標③

#### 災害時に備えた支援活動の充実

#### ① 「三重県災害派遣福祉チーム」（三重県D.W.A.T.）の体制整備（新）

#### 〔重点化の必要性〕

災害時要援護者に対する福祉的支援を行う「災害派遣福祉チーム」の体制整備にむけて、令和元年度に三重県と社会福祉関係者とともに

に、協定を締結しました。今後は、協定に基づいた活動方針等に沿って具体的な取組を進めていくことが必要です。

②三重県広域受援計画「第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」の体制整備（新）

〔重点化の必要性〕

平成30年に三重県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえ、大規模災害時に高齢者や障がい者等を支援する職員を全国から受け入れるための体制整備が必要です。前項と同様に、令和元年度に締結した協定とそれに基づく活動方針に沿って具体的な取組を進めていくことが必要です。

なお、県社協の事業（活動）の展開に当たっては、国・県等の施策との連携、社協・福祉関係団体等との連携強化を一層図りながら、取り組んでいきます。特に、令和元年度に県が策定した「三重県地域福祉支援計画」との連携により、着実に計画を推進していきます。

また、県社協の運営については、「新ウェルビーイングみえプラン」に記載した「県社協の経営基盤の強化」に沿って、組織体制の強化や福祉のプラットフォームの構築に向けた取組を進めます。

## 事業計画

### 基本目標 ① 地域共生の基盤づくり

#### 推進項目 ① 支え合う地域づくりの支援

市町社協の機能強化の推進、小地域福祉活動支援の強化、福祉教育の支援、共同募金との連携強化

#### 推進項目 ② 多様な主体との協働

民生委員・児童委員の活動支援と連携強化、種別協議会との連携・協働の推進、社会福祉法人の公益的な取組の促進、ボランティアアクションを支える仕組みづくり、当事者活動の支援強化

#### 推進項目 ③ 総合的な相談支援機能の強化

市町社協における権利擁護活動の支援、成年後見制度の利用促進による権利擁護活動の支援、生活困窮者の自立支援、生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金等貸付事業の推進

### 基本目標 ② 持続可能な社会福祉の仕組みづくり

#### 推進項目 ① 福祉人材の確保・就労支援

三重県福祉人材センター機能の充実・強化、多様な人材の福祉分野への参入促進、福祉分野の魅力発信の強化と就労支援、三重県保育士・保育所支援センターの充実・機能強化

#### 推進項目 ② 福祉人材の定着支援と育成

福祉事業所との連携・支援の強化、福祉人材のキャリアアップ支援、福祉人材の専門性の向上、介護支援専門員試験・研修センターの機能強化

#### 推進項目 ③ 質の高い福祉サービスに向けた支援

社会福祉事業の経営支援の強化、福祉サービスにかかる苦情解決体制の整備、福祉サービスの評価活動の推進

### 基本目標 ③ 災害時に備えた支援活動の充実

#### 推進項目 ① 災害時に備えたネットワークの構築・基盤強化

三重県 DWAT の体制整備、三重県広域受援計画「第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」の体制整備、全社協、東海北陸ブロック県・指定都市社協や県内市町社協との連携・協力、災害時のボランティア活動支援、市町社協や福祉施設・事業所における災害対応強化の支援

### 県社協の経営基盤の強化

#### 推進項目 ① 組織体制の強化

組織体制の強化、事務局体制の強化、財務規律の強化

#### 推進項目 ② 福祉のプラットフォームの構築

情報収集・提供、広報の充実・強化、福祉の連携・協働の拠点としての環境整備、シンクタンク機能の強化、三重県とのパートナーシップの強化



# 令和2年度 一般会計収支予算

(自) 令和2年4月1日 (至) 令和3年3月31日

(単位: 千円)

一般会計収支予算					一般会計収支予算								
勘定科目		本年度予算額	前年度予算額	増減額	勘定科目		本年度予算額	前年度予算額	増減額				
事業活動による収支	収入	会費収入	26,440	32,604	△ 6,164	事業活動による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0		
		分担金収入	49,670	52,767	△ 3,097			支出	固定資産取得支出	1,470	488	982	
		寄附金収入	700	692	8			施設整備等支出計(5)	1,470	488	982		
		経常経費補助金収入	243,781	252,472	△ 8,691			施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-1,470	-488	△ 982		
		受託金収入	217,715	186,962	30,753			その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0	95,093	△ 95,093
		事業収入	76,175	83,096	△ 6,921					事業区分間繰入金収入	1,957	6,863	△ 4,906
		負担金収入	8,383	8,894	△ 511					拠点区分間繰入金収入	8,758	9,720	△ 962
		助成金収入	1,260	2,739	△ 1,479					サービス区分間繰入金収入	872	902	△ 30
		受取利息配当金収入	250	178	72					その他の活動による収入	14,592	15,409	△ 817
		その他の収入	5,175	9,691	△ 4,516					その他の活動収入計(7)	26,179	127,987	△ 101,808
		事業活動収入計(1)	629,549	630,095	△ 546					支出	積立資産支出	7,253	101,839
		支出	人件費支出	262,441	251,840			10,601	事業区分間繰入金支出	1,957	6,959	△ 5,002	
			事業費支出	254,152	226,936			27,216	拠点区分間繰入金支出	8,758	9,720	△ 962	
事務費支出	229,333		244,694	△ 15,361	サービス区分間繰入金支出	872	902	△ 30					
助成金支出	14,302		17,469	△ 3,167	その他の活動支出計(8)	18,840	119,420	△ 100,580					
負担金支出	17,882		16,437	1,445	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	7,339	8,567	△ 1,228					
事業活動支出計(2)	778,110		757,376	20,734	予備費支出(10)	1,899	0	1,899					
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 148,561		△ 127,281	△ 21,280	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 144,591	△ 119,202	△ 25,389					
					前期末支払資金残高(12)					561,735	691,982	△ 130,247	
					当期末支払資金残高(11)+(12)					417,144	572,780	△ 155,636	

## 三重県社会福祉協議会 事務局体制と主な業務の所管 (順不同 令和2年4月13日)



総務企画部		福祉研修人材部		独立事務局		三重県共同募金会	
総務課	地域福祉課	福祉育成支援課	福祉人材課(センター)	運営適正化委員会	三重県社会福祉事業職員共済会		
課長 富田真実子	課長 日向 智信	課長 山崎 和彦	課長(セガ長) 加藤 千弘	事務局長 松月 昭二	事務局長 田畑 知治		
課長補佐 山口 訓広	地域福祉・市町社協	課長補佐 佐藤 克哉	課長補佐 坂口 ゆり	地域密着型外部評価	課長 関根 正樹		
嘱託 佐野 瞳	主任 濱田 康太	社会福祉研修センター	人材確保・定着支援グループ	部長(兼) 山本 和寿	主事 森 拓真		
業務補助 加藤 龍知	ボランティアセンター	課長(セガ長) 山崎 和彦	課長補佐(兼) 坂口 ゆり	課長(兼) 日向 智信	主事 辻本 貴之		
生活福祉資金課(セガ)	課長(セガ長) 日向 智信	主任 小倉 諒也	専門員 橋本ひとみ	嘱託 坂口 豊子	共同募金会		
課長(セガ長) 稲木 和彦	嘱託 北出真由美	主事 古郡 健太	専門員 前川るみ子	第三者評価	課長(兼) 富田真実子		
専門員 平井 貴子	日常生活自立支援センター	主事 向井 雄万	専門員 山地 雅子	課長(兼) 山崎 和彦	課長(兼) 日向 智信		
主事 横山 友紀	課長(セガ長) 日向 智信	主事 鈴木 亜妃 (新任)	専門員 尾市 真理	課長(兼) 稲木 和彦	課長(兼) 加藤 千弘		
主事 天野 綾佳 (新任)	主事 谷岡佑一郎	嘱託 仁田 早苗	専門員 井深 麻裕	課長(兼) 坂口 豊子	課長補佐(兼) 山口 訓広		
嘱託 栗谷 真子	生活相談支援課(セガ)	嘱託 岩崎 紀子	嘱託 坂本 由美	課長(兼) 加藤 千弘	課長補佐(兼) 佐藤 克哉		
嘱託 小宮 友亜	副部長兼課長(セガ長) 中川 博	シニア社会活動・種別協議会支援	嘱託 川崎 秀一	課長補佐(兼) 坂口 ゆり	主任(兼) 小倉 諒也		
嘱託 梶田 徳幸	嘱託 南 美千世	主事 藤崎 雄彰 (新任)	嘱託 北村かおり	課長(兼) 加藤 千弘	主任(兼) 濱田 康太		
嘱託 森 智	嘱託 福田 政嗣	嘱託 小谷 晴美	保育士・保育所支援センター	課長(セガ長) 加藤 千弘	三重ボランティア基金		
	嘱託 早崎 弘晃	嘱託 宮木 孝明	課長(セガ長) 加藤 千弘	課長(セガ長) 加藤 千弘	事務局次長(兼) 山本 和寿		
	業務補助 田中 亜依	業務補助 坂野 美樹	嘱託 前野 詔子	課長(セガ長) 加藤 千弘	次長(兼) 日向 智信		
		災害福祉支援	嘱託 太田 育子	課長(セガ長) 加藤 千弘	書記(兼) 濱田 康太		
		課長補佐(兼) 佐藤 克哉	人材育成グループ	課長(セガ長) 加藤 千弘	書記 小林由香里		
		介護支援専門員試験・研修課(セガ)	主事 秋葉 勇弥	嘱託 前野 詔子			
		課長(セガ長) 上村 吉正	嘱託 樹田 美幸	嘱託 荒木 裕恵			
		主事 片山 誠一	嘱託 櫻木千代子	嘱託 東海 友紀			
		嘱託 倉田 祐子	嘱託 中西由起子	嘱託 西村 友美			
		嘱託 出口 智美		嘱託 和田 愛子			
		嘱託 西村 友美					
		嘱託 和田 愛子					

# 新ウエルビーイングみえプラン が完成しました

## 策定の背景・趣旨

本会では、平成13年3月に地域福祉活動支援計画・強化発展計画としてウエルビーイングみえ21プランを策定（以降5年ごとに改訂）し、計画に沿った事業・活動を行ってきました。ウエルビーイングみえ21プラン第4期計画の対象期間は令和2年度まででしたが、地域生活課題や社会情勢、法制度、行政の施策などの変化を踏まえ、改訂を1年早め、ウエルビーイングみえ21プラン第4期計画に基づく取組み状況を総括し、基本理念から抜本的に見直しを行い、新ウエルビーイングみえプラン（以下、「本計画」という。）を策定しました（第1期対象期間は令和2年度～6年度）。

本計画は、県内の多様な取組みを支援していく地域福祉活動支援計画として、また、組織の基盤強化を目指す本会の強化発展計画として、あらためて本会の使命や果たすべき役割、中長期的に目指すべき方向性を定めています。

## 計画の体系

本計画は、図1のとおり基本理念、基本目標、推進項目によって構成されています。

本計画の基本理念「認め合い 包み込み 共に生きる地域社会をめざして」は、計画全体に貫かれた考えであり、国が目指す「地域共生社会」の考え方を基本に、「社会的包摂」「多様性」「SDGsの推進」などの視点を取り入れていきます。基本理念のもとに、重点的に取り組むべき基本目標を設定し、それを達成するために取り組むべき項目を整理した推進項目を設けています。また、ウエルビーイングみえ21プランにはなかった新しい取組みとして3つの「活動方針」を定めました（下記参照）。これは、計画に基づいた全ての事業・活動を進めていくうえでも共通した基本的な姿勢を定めたものです。

これらをもとに本会が目指す誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に努めて参ります。

### 活動方針① 共に考え、高め合う

市町社協や社会福祉法人等の関係者と力を合わせて、相互に高め合う姿勢を大切にします。社会福祉関係者の声にしっかりと耳を傾け、知恵を出し合い、話し合い、それぞれの地域性にも応じて、寄り添いながら、双方向のコミュニケーションを図ります。また、幅広い関係者の福祉意識の向上に取り組み、地域福祉の基盤づくりを目指します。

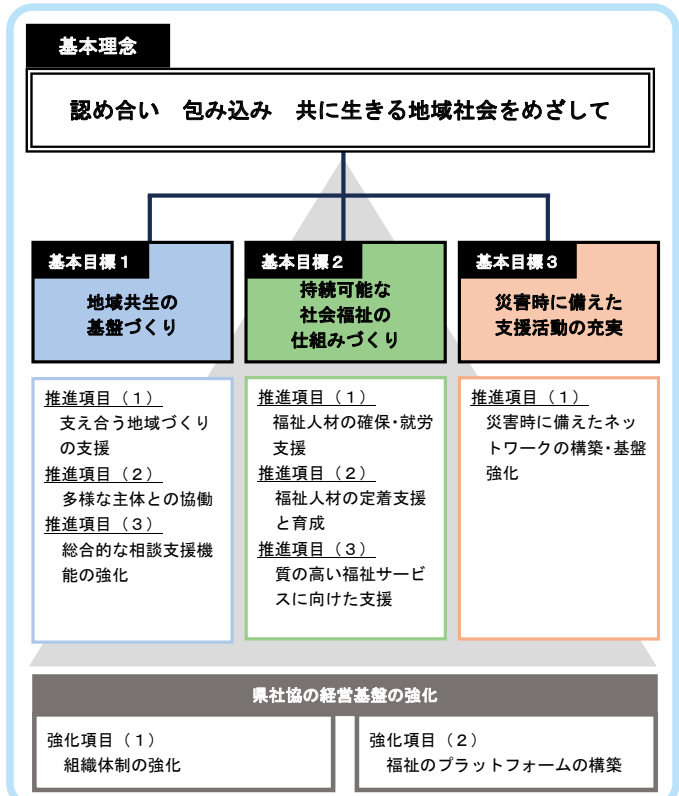
### 活動方針② 実行し、創る

県内の福祉ニーズを把握し、スピード感を持ち、タイミングをとらえ、確実に取組みを進めます。また、制度の狭間のニーズを見逃さず、そして、前例にとらわれず、必要に応じて、新たな仕組みやつながりなどを創り出す開発的な視点を大切にします。ときには後方から支援し、ときには先導し、必要に応じて役割分担しながら、福祉社会の実現に取り組みます。

### 活動方針③ 揺るがず、でも柔軟に

目まぐるしく変化する法制度や施策にも柔軟に対応しながら、本質を見つめ、「尊厳の尊重」や「参加と共生」という福祉の理念に軸足を置いて取り組みます。

図1 新ウエルビーイングみえプランの体系図



次回以降は、各推進項目について紹介していきます。



# 生活福祉資金貸付制度

## 長期訓練生計費の創設と新型コロナウイルス感染症にかかる特例貸付の実施

### 長期訓練生計費について

生活福祉資金制度では、就職氷河期世代支援として、従来の福祉資金技能習得費の新メニューとして長期訓練生計費を設けました。令和2年4月1日より令和5年3月31日までの期間限定の貸付となりますが、国家資格等の取得を目的とした長期訓練費用及び訓練期間中の生計の維持に必要な資金の貸付を行います。生活困窮者自立支援機関の支援を必須としており、資格取得に向けた訓練期間はもちろん、就労活動中の相談支援を受けながら現在困窮状態にある就職氷河期世代の将来にわたる安定した生活のための支援を行います。

#### 貸付条件

原則として連帯保証人が必要です。その場合、貸付利子は無利子です。ただし、連帯保証人なしでも申請は可能ですが、年利1.5%の貸付利子が発生します。

貸付時の償還計画の期限を過ぎた場合、元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

資金の種類	長期訓練生計費
資金用途	国家資格等を取得するための長期の公共訓練コースと職場実習を一体的に組み合わせた訓練に必要な経費及び、訓練期間中の生計を維持するための経費
貸付金額	580万円以内 ※1
据置期間	修了後6ヶ月以内
償還期間	8年以内

※1 修了期間に応じて1ヵ月単位で最長3年間(限度額15万円/月)までの貸付が可能です。

#### 貸付対象となる方

以下の①～③のいずれにも該当する方

- ①現に市町民税非課税の方
  - ※本制度は世帯収入の合計が低所得と見なされる世帯を対象としていますが、本資金のみ、対象者が非課税であれば対象とします。
- ②国家資格を取得するための12ヵ月以上の長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせた訓練を受講する方
- ③上記訓練の前後に、生活困窮者自立支援事業の支援機関から継続的な支援(プラン作成、就労支援)を受ける方

#### 貸付の対象にならない方

- ・生活福祉資金等を滞納している方
- ・過去に貸付金の償還を免除した履歴のある世帯員
- ・多重債務者または債務整理中の方

#### 貸付相談・申込み・審査

- ①貸付相談・申込みの窓口は、お住まいの市町社会福祉協議会です。
- ②貸付前、貸付中、償還中にご本人の経済的自立を目的とした、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援を受けることが貸付の要件となります。

### 新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付の実施について

令和2年3月25日より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象に、従来の緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)の特例貸付を実施しています。4月21日現在、645件113,090,000円の申請をいただいております。なお増加傾向となっております。申請に必要な書類等は本会ウェブサイトでご案内しておりますので、ご確認の上、お住まいの地域の市町社会福祉協議会にご相談ください。

※総合支援資金のうち、生活支援費

#### 主に休業された方向け(緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

##### 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯  
※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

##### 貸付上限額

・10万円以内  
(学校等の休業等の特例20万円以内)  
※従来の10万円以内とする取扱を拡大。

##### 据置期間

1年以内  
※従来の2月以内とする取扱を拡大。

##### 償還期間

2年以内  
※従来の12月以内とする取扱を拡大。

##### 貸付利子

無利子

##### 保証人

不要

##### 申込先

市町社会福祉協議会

#### 主に失業された方等向け(総合支援資金)※

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

##### 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯  
※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

##### 貸付上限額

・(2人以上)月20万円以内  
・(単身)月15万円以内  
貸付期間:原則3月以内

##### 据置期間

1年以内  
※従来の6月以内とする取扱を拡大。

##### 償還期間

10年以内

##### 貸付利子

無利子

##### 保証人

不要

※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

##### 申込先

市町社会福祉協議会

※原則、自立相談支援事業等による支援を受け、継続的な支援を受けることが要件となります。

下線部分は従来の要件を緩和したものです。



めっちゃ  
がんばるんやに!!

# 新任職員紹介

このページでは今年度から新たに三重県社協の一員となった  
新進気鋭の仲間たちを紹介します!!



福祉研修人材部 福祉育成支援課  
シニア社会活動・種別協議会支援

ふじさき ゆうひ  
**藤崎 雄彪**

今年度より三重県社会福祉協議会で勤務させていただくことになりました、藤崎です。今年度は福祉育成支援課に配属されることとなり、シニア社会活動・種別協議会支援の担当をさせていただくことになりました。

大学では主に地域福祉と児童福祉を学んでいました。その学びをしっかりと活かしていきたいと思えます。

地域の方々と共に暮らしやすいまちづくりができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

温泉が好きです!  
(道後温泉にて)



福祉研修人材部 福祉育成支援課  
社会福祉研修センター

すずき あき  
**鈴木 亜妃**

はじめまして、今年度から三重県社会福祉協議会に入職しました、鈴木と申します。福祉育成支援課で主に研修の開催、運営を担当させていただくことになりました。

第2の故郷である大好きな三重県で働けることをうれしく思いながら、日々先輩方に支えていただき、業務に取り組んでいます。少しでも早く地域の方々のお役に立てるように業務に勤しんでまいります。よろしくお願いいたします。

大学生のころは合気道に  
打ち込んでいました!



総務企画部 生活福祉資金課

あまの あやか  
**天野 綾佳**

今年度より三重県社会福祉協議会に入職いたしました、天野です。

わからないことだらけの毎日ですが、先輩方に教えていただいたことを吸収し、地域の方々のお役に立てよう一生懸命頑張っていきます。

初心の気持ちを忘れず、日々誠実に仕事に励みたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

旅行に行くのが好きです!





令和元年度  
赤い羽根共同募金運動実績及び配分のご報告

令和元年10月1日から12月31日まで、県内各地で赤い羽根共同募金運動を実施しました。この間、県民の皆さまを始め各種団体など多くの方々のご協力、ご支援を頂きましたこと厚くお礼申し上げます。

お寄せいただいた募金額は、2億9千5百万円余りで、目標額に達することができませんでしたが、昨年度実績額よりも約14万円の増額となりました。

この募金は、県内の社会福祉協議会、社会福祉関係団体、ボランティア団体、NPO等に配分され、令和2年度の地域福祉活動事業や施設利用者のための設備等の充実に活用されます。

また、募金の一部は災害等に備えるため、災害等準備金として積み立てられます。

今後とも赤い羽根共同募金運動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

● 募金目標額と実績額について

(単位：円)

		目標額	実績額	前年度実績
令和元年度共同募金		300,500,000	295,297,584	295,156,803
内訳	一般募金	257,942,350	253,582,045	254,234,479
	地域歳末たすけあい募金	29,370,000	28,698,926	28,138,526
	NHK等歳末たすけあい募金	13,187,650	13,016,613	12,783,798

● 配分（助成）額

(単位：円)

	施設・団体		社会福祉協議会		合計	
	件数	配分額	件数	地域配分額		
一般募金	広域配分	19	7,893,000	1	6,079,000	13,972,000
	地域配分	7	1,445,500	29	201,389,941	202,835,441
地域歳末たすけあい募金				17	28,698,926	28,698,926
NHK等報道機関歳末たすけあい義援金			9,220,500			9,220,500
合計						254,726,867

(注) 配分額には、募金額以外に災害等準備金取崩額と過年度配分戻入金が含まれます。

一般募金・地域歳末募金の配分先の詳細は、HPに掲載しています。

● NHK 等報道機関歳末たすけあい義援金の内訳

(単位：円)

配分先		配分額 (円)
テーマ事業	ソフト事業	3団体 540,500
	福祉車両及び備品購入事業	2団体 1,500,000
児童福祉施設	重点配分	3施設 900,000
児童養護施設	卒業祝金（自立する児童）	23名分 690,000
	自立支援金	22名分 2,200,000
母子生活支援施設	小中学校入学支援	11名分 330,000
里親	支援金	153名分 3,060,000
合計		9,220,500

● 災害等準備金積立と経費

(単位：円)

令和元年度災害等準備金積立（募金実績の3%）	8,850,000
次年度配分引当金（NHK等報道機関歳末たすけあい義援金）	2,790,000
共同募金運動経費	38,006,113
合計	49,646,113



**令和元年度**

## 三重の赤い羽根募金百貨店プロジェクト 合同贈呈式を実施しました。

三重の赤い羽根募金百貨店プロジェクトは開始から2年が経過し、令和2年3月31日現在で86企業等に参加いただき、1,120,261円の寄付金が寄せられました。

このプロジェクトは、日常生活と社会貢献をつなぐ「企業～地域住民～共同募金」の関係構築を目指し、各市町が進める地域福祉向上の取り組みを企業と地域住民が応援するものです。

3月13日（金）に開催された合同贈呈式には6企業等にご出席いただき、74企業等からご寄付いただいた1,068,102円（2月末現在）の目録が企業から贈呈されました。お預かりした寄付金は、協力企業等が所在する各市が定めた重点テーマに沿った福祉事業に活用されます。

三重県共同募金会では、市町が進める事業を応援し、「じぶんの町を良くするしくみ」に協力いただく企業等を募集しています。



**合同贈呈式** 日程：令和2年3月13日（金）／場所：三重県社会福祉会館2階 大会議室

**令和2年度**

## 三重の赤い羽根共同募金 バッジデザインを募集しています！


**① 概要**

三重県共同募金会では、県民の皆さんの赤い羽根共同募金に対する理解を深め、運動の普及拡大を図ることを目的に、三重県オリジナルの募金バッジを作成します。

採用作品は、今年度の啓発バッジとするほか、その他ポスターやチラシに活用します。

**② 賞**

① 「三重の赤い羽根賞」(採用作品)	1点	賞金	30,000円 (※高校生以下の場合は図書カード)
② 「三重県知事賞」	1点	賞金	5,000円 (※高校生以下の場合は図書カード)
③ 「三重県議会議長賞」	1点	賞金	5,000円 (※高校生以下の場合は図書カード)
④ 「三重県教育委員会長賞」(高校生)	1点	賞金	5,000円 (※図書カード)
⑤ 「三重県社会福祉協議会長賞」	1点	賞金	5,000円 (※高校生以下の場合は図書カード)
⑥ 「努力賞」	5点	賞金	1,000円 (※図書カード)

**③ 募集期間**

令和2年4月1日（水）～5月31日（日）※当日消印有効

バッジデザイン・寄付つき商品プロジェクトへの応募方法等の詳細については、  
三重県共同募金会のHPをご覧ください。

三重県共同募金会



たくさんのご応募を  
お待ちしております

**連絡先**

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館2F

TEL: 059-226-2605 FAX: 059-221-0044 E-mail: miekyoubo@miewel.or.jp



# 令和2年度共同募金配分申請を受付けています

(令和3年度事業充当)

**募集期間** ※当日消印有効

令和2年5月1日(金)～5月31日(日)



**対象・団体**

- 社会福祉法第2条第2項および第3項(第13号を除く)に規定する社会福祉事業を行う法人
- 更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業を行う法人
- 特定非営利活動法人及びボランティア団体
- 県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会
- その他、三重県共同募金会が特に必要と認めた団体

申請区分	配分限度額	配分対象	受付
広域福祉活動支援事業	50万円	広域団体	三重県共同募金会
先進的モデル事業	50万円	広域団体	三重県共同募金会
社会福祉施設等整備事業	通常…工事50万円 備品30万円 災害復旧…建物整備100万円 備品整備50万円	広域団体	三重県共同募金会
		地域団体	市町共同募金委員会
地域福祉活動支援事業	30万円	地域団体	市町共同募金委員会

- 1 配分額の上限は、事業費の3/4または上表に定める額のいずれか低い額とします。
- 2 団体関係は連年配分(3年)の制限があります。
- 3 施設・団体に剰余金が多い等、配分対象とならないことが明らかになった場合は申請を受理できませんのでご注意ください。

**申請書の提出について**

- 1 申請書様式については、三重県共同募金会ホームページからダウンロードし、ご記入のうえ提出してください。
- 2 申請にあたっては、申請事業のヒアリングなどを行います。

## 社会福祉公益補助事業も公募します

種別	公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団(令和2年度申請 2年度充当)
助成対象	社会福祉法人・社会福祉事業を行っているNPO法人・公益財団法人・公益社団法人等
対象事業	施設の拡充または改築・備品の購入・車両の購入等
助成限度額	当該助成事業の3/4以内で概ね100万円以内
受付期間等	令和2年5月1日～5月31日(当日消印有効)
申込方法	三重県共同募金会にお問合せください。相談の後、申請書を送付します。

お問い合わせ先

**社会福祉法人 三重県共同募金会**

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131(三重県社会福祉会館内)

TEL: 059(226)2605 FAX: 059(221)0044

E-mail: miekyoubo@miewel.or.jp URL: https://mie-akaihane.or.jp/



発行人/井村 正勝

編集人/松本 利治・広報委員会

発行所/社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL: 059-227-5145 FAX: 059-227-6618

URL: http://www.miewel-1.com/ E-mail: info@miewel.or.jp

編集協力/株式会社アイリック

2020年4・5月号(通巻349号) 令和2年5月発行

「福祉みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。